（平成２１年７月１５日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　24 件

国民年金関係　　12 件

厚生年金関係　　12 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　42 件

国民年金関係　　11 件

厚生年金関係　　31 件

埼玉国民年金　事案2087

第１　委員会の結論

申立人の昭和45年７月から同年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和45年７月から同年９月まで

私の将来を思って、母親が私の国民年金の加入手続を行い、20歳から結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。母親は、未納は無いと話していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、20歳から結婚するまでの国民年金保険料を納付していたとするところ、社会保険庁の記録では、申立人は、20歳になった昭和42年＊月から保険料を納付している上、申立人の保険料を納付したとするその母親は、申立期間の保険料を納付済みであることから申立内容には信憑(ぴょう)性が認められる。

また、申立人の父親は昭和36年４月から60歳に到達する48年＊月まで国民年金保険料を完納していること、同居していた申立人の妹も20歳から国民年金保険料を納付していることから、申立人の家族の保険料に対する納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、３か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2091

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年４月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和22年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和51年３月から56年12月まで

会社を退社したので国民年金に加入した。加入後、Ａ市から国民年金保険料の催告書が来たので、未納となっている保険料を一括して納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、昭和57年２月に退職した後、Ａ市役所で国民年金の加入手続を行い、Ａ市から国民年金保険料の催告書が来たので、保険料を一括して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年３月30日に払い出されていること、Ａ市から57年４月１日付けで、56年４月から同年12月までの期間の国民年金保険料の催告書が発行されていることが確認できることから、申立人の申述に信憑（ぴょう）性が認められる。

また、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

２　一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和57年３月30日）からすると、申立期間のうち、51年３月から54年12月までの国民年金保険料については時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、一括納付した国民年金保険料額や納付した期間の記憶が曖昧（あいまい）である上、申立期間のうち、催告書が発行されている期間（昭和56年４月から同年12月まで）を除く、51年３月から56年３月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年４月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2092

第１　委員会の結論

申立人の昭和57年４月から58年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和４年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和57年４月から58年３月まで

夫の転勤に伴い、Ａ地、Ｂ地と移り住み、Ｃ町（現在は、Ｄ市。）に家を建て、生活も落ち着いた50歳代になって国民年金に加入し、遅まきながら65歳までしっかり保険料を納付しようと思った。申立期間についてはＣ町役場で３か月ごとに納付しており未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ｃ町に居住していた昭和 55 年４月に国民年金に任意加入し、同町役場で国民年金保険料を納付していたとするところ、申立人が同町から転居したＥ市の国民年金被保険者名簿では、申立人の申立期間が納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付している上、転居の都度の住所変更手続や申立人の夫退職後の第３号被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2093

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年４月から50年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和22年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和46年１月から50年３月まで

結婚した昭和46年３月ころ、Ａ市役所職員に勧められ、夫がＡ市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。家の仕事が忙しくなったので手伝いに来てくれた妹の国民年金の加入手続も夫が行い、夫が、夫と私、それに妹の３人分の保険料をＡ市役所や金融機関で納付していた。夫と妹は納付済みであるのに、自分の分だけが未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立人及びその夫の仕事を手伝っていた申立人の妹の国民年金の加入手続も行い、申立人、申立人の夫及び申立人の妹の３人分の国民年金保険料を一緒に納付したとするところ、申立人の夫は申立期間の保険料を納付済みであり、申立人の妹も申立期間のうち、20歳になった昭和46年＊月から保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみが申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の妹は、申立人の夫がベージュ色の国民年金手帳を数冊所持し、申立人を含めた３人分の国民年金保険料を納付していたこと、申立人の夫から領収証書をもらい、申立人及びその夫の領収証書はほかの場所に保管されていたことなどを具体的に証言していることから、申立内容に信憑(ぴょう)性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以降未納が無く、その夫が厚生年金保険に加入した際は国民年金に任意加入し、第３号被保険者から第１号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

２　一方、申立人は、結婚した昭和 46 年３月ころ、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、同居し始めた同年１月からの国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の夫は、加入手続を行った時期、国民年金保険料の納付時期等の記憶が薄く、申立期間のうち 46 年１月から同年３月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことから、申立人の妹が納付を始めた昭和 46 年度から申立人も納付を始めたと考えるのが自然である。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年４月から 50 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 2095

第１　委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 10 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 46 年 10 月から 47 年３月まで

昭和 35 年に夫婦で国民年金に加入し、46 年３月までは、集金に来たＡ区職員に、夫と一緒に保険料を納付していた。46 年４月からは、夫婦共にＢ銀行（現在は、Ｃ銀行）Ｄ支店の口座から振替で保険料を納付していた。保険料の引き落としができなかった旨の通知が届いたことは一度もなく、申立期間について夫の保険料は納付済みであるのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年に夫婦で国民年金に加入し、36年４月から46年３月までは、集金に来たＡ区職員にその夫と一緒に国民年金保険料を納付していたとするところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、36年２月21日に連番で払い出されており、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の検認印をみると、同期間については、申立人及びその夫は同一年月日に保険料を納付していることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、昭和46年４月から、夫婦共に口座振替で国民年金保険料を納付したとするところ、Ａ区では、45年10月から口座振替による保険料の納付が可能であるとしており、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付済みであるのに、申立人のみが未納であるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は６か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2096

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年７月から同年９月までの期間、56年１月から同年３月までの期間及び60年９月から61年１月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和44年８月から49年３月まで
②　昭和52年７月から同年９月まで
③　昭和56年１月から同年３月まで
④　昭和60年９月から61年１月まで

申立期間①については、はっきりとした記憶が無いが納付していた。結婚後の申立期間②、③及び④については、家計はすべて妻に任せており、国民年金保険料も妻が夫婦二人分を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、申立人は、昭和44年８月ころ国民年金への加入手続をし、その後、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年５月29日に払い出されており、その時点以降では、申立期間①の保険料は過年度納付及び特例納付によりさかのぼって納付する必要があるが、申立人にさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

２　申立期間②及び③について、申立人は、その妻が国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間②及び③はそれぞれ３か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は保険料が納付されている上、妻は当該期間の保険料を納付

していることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

3　申立期間④について、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、申立人が会社退職直後、妻は、申立期間④当初の昭和 60 年９月１日に国民年金任意加入被保険者資格から強制加入被保険者資格へ種別変更手続を行っており、保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間④以降の保険料をすべて納付している上、妻も保険料をすべて納付していることから、夫婦共に納付意欲が高かったものと認められる。

4　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年７月から同年９月までの期間、56 年１月から同年３月までの期間及び 60 年９月から 61 年１月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 2098

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年４月から 58 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 16 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 57 年４月から 58 年３月まで
　　　　　　　　　②　昭和 59 年５月から 60 年４月まで

申立期間①及び②の昭和 60 年３月までは、Ａ市Ｂ地に居住し、その後は同市Ｃ地に引っ越したが、申立期間①及び②の国民年金保険料については、Ｂ地に居住していた時はＤ銀行で、Ｃ地に引っ越した後はＥ銀行（現在はＦ銀行。）で納付した。両期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、申立人は申立期間の国民年金保険料をＤ銀行で納付したとしているところ、納付の際、Ｄ銀行Ｇ支店を使用していたことは申立期間前後の保険料領収書で確認でき、その夫は、申立期間中の昭和 57 年７月に国民年金に加入し、その後、申立期間を含む 56 年１月から 59 年３月までの保険料を納付していることから、申立期間の保険料が申立人のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①直後の昭和 58 年４月から 59 年３月までの保険料の免除を申請し、59 年４月に全額追納していることから、その直前の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

２　申立期間②について、申立人は、申立期間の国民年金保険料をＤ銀行及びＥ銀行で納付したとしているが、その夫も、申立期間とほぼ重なる昭和 59 年４月から 60 年３月までの保険料が未納となっており、また、申立期間の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため納付状況が不明である。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年４月から 58 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2099

第１　委員会の結論

申立人の昭和38年９月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和18年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和38年９月から39年10月まで

申立期間については、当時Ａ区のＢ店に住み込みで働いていて、20歳になった際、社長に勧められて国民年金に加入し、その後、給料から毎月100円ずつ引かれていた。社長が保険料を納付していたはずであり申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、Ａ区のＢ店に住み込みで働いていて、20歳になった際、社長から国民年金の加入を勧められて加入し、その後、毎月給料から保険料として100円ずつ同僚と同様に天引きされ、これを社長が管理し納付していたと申述しているところ、当時、一緒に住み込みで働いていた同僚二人も同様の申述をし、これら同僚二人の申立期間及びその前後の期間の納付記録も存在していることから、申立人の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、国民年金手帳は昭和40年９月に発行されているが、同台帳の氏名及び住所欄には結婚前の姓及び住所が記載されており、申立人は39年11月の結婚に伴い姓及び住所が変わっていることから、39年11月以前に申立人の国民年金加入がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2101

第１　委員会の結論

申立人の昭和40年３月から42年４月までの期間及び49年５月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和20年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和40年３月から42年４月まで
　　　　　　　　　②　昭和49年５月

申立期間①については、A町（現在はＢ市）の実家に国民年金保険料の集金人が来ていて家族の保険料を父が納付していた。私以外の家族は納付済みであり、私の納付記録のみが未納となっている。

申立期間②については、夫の会社が解散し、国民健康保険に加入するためＢ市役所で手続した際に夫婦で国民年金に加入するよう勧められ、その場で加入して保険料を納付したことを記憶しており、実際に国民年金手帳を所持している。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、申立人の実家は農業を営んでおり、国民年金保険料はA町（現在はＢ市）の婦人会が集金しており、申立人の父親が家族の分をまとめて、その集金人に納付していたと主張しているところ、申立人と同居していた申立人の父、母、兄及び兄嫁の申立期間の保険料はすべて納付済みとなっているのに、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

２　申立期間②について、申立人の夫の会社が解散することになり、再就職先の決まっていた昭和 49 年５月に国民健康保険の加入手続のためＢ市役所に出向き、国民年金に加入するよう勧められたため、夫婦で国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、また、申立人のＢ市役所保管の被保険者名簿には国民

年金手帳の発行日が 49 年５月 27 日と記載されていることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2102

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年８月から47年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和22年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和42年８月から47年４月まで

申立期間については、Ａ区でＢ店を経営していた実家に国民年金保険料の集金人が来ていて、父が家族の保険料を納付していたはずであり、私を除き父母と兄は納付済みである。未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、当時Ｂ店を経営していたその父親がＡ区の集金人に納付していたはずであると主張しているところ、申立期間当時、Ａ区では区の嘱託職員による保険料の徴収が行われていたことが確認できる上、同居していた申立人の父、母及び兄の申立期間の保険料はすべて納付済みであり、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、Ｃ社会保険事務所からＡ区役所への照会により、旧姓の「Ｄ」で申立人に付番されたものと推認できる国民年金手帳記号番号があることが判明し、同番号の納付記録によると、昭和42年８月から47年３月までの期間が納付済みとなっていることが確認できた。

一方、昭和47年４月の国民年金保険料については、申立人が同年４月＊日に結婚し姓と住所が変わっており、実家の父が納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年８月から47年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2107

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年４月から53年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和８年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和41年４月から46年３月まで
②　昭和52年４月から53年３月まで
③　昭和58年４月から同年９月まで
④　昭和58年10月から61年３月まで

申立期間①については、昭和48年５月ころ、Ａ市役所で住民票の転入手続を行い、窓口で国民年金加入についての説明を受けた際、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば、受給資格を得られる25年の加入期間を満たすことができると助言を受け、10年分の保険料を一括納付した。

申立期間②については、社会保険庁の記録では申請免除となっているが、当時は免除申請を必要とするような経済状況ではなく、免除申請を行った記憶も無い。

申立期間③及び④については、経営しているＢ所の景気が悪くなり、国民年金保険料を納付することが困難になったことから、Ａ市役所の窓口で相談したところ免除申請をすることができると聞いて申請手続を行っているにもかかわらず、免除期間となっているのは申立期間③のみであり、申立期間③及び④とも後日追納しているはずである。

生活が苦しい時期に、免除申請を行ったこともあるが、追納するなどして60歳になるまで未納期間なく納付しており、申立期間が未納又は申請免除とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②について、申立人には免除申請を行った記憶が無く、また、申立人は、当該期間の国民年金保険料について、その妻と一緒に納付していたとし

ているところ、その妻の同期間は納付済みとなっていることから、申立人のみが当該期間について免除申請を行うことは不自然である。

また、申立人は、申立期間②について、当該期間直前の昭和 51 年９月にＡ市Ｃ地の自宅及びＤ市に借りていたＢ所の作業場をＡ市Ｅ地に移転し、営んでいた木工所の景気も良かったとしていることから、免除申請を行うような経済状況であったとは考え難い。

2　申立期間①について、申立人は、Ａ市役所での国民年金の加入手続を行った際に、窓口の市職員から、加入時点で国民年金の 25 年の受給資格期間を満たせないことから、10 年分の保険料を特例納付により納付することを勧められたとしているが、特例納付の時期、納付金額の記憶が曖昧(あいまい)であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、既に記録されている特例納付分しか確認できず、当該記録を疑わせる事情は見当たらない。

3　申立期間③について、申立人は、Ａ市役所で免除申請を行い、後日追納を行ったとしているが、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたその妻の同期間の保険料は未納となっており、また、当該期間の免除申請及び追納を行った時期に関する申立人の記憶も曖昧(あいまい)であり、ほかに当該期間の保険料の免除申請及び追納を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

4　申立期間④について、国民年金保険料を申立人と一緒に納付していたその妻の記録によれば、同期間のうち、昭和 60 年７月から 61 年３月までの期間の保険料を追納しているが、その妻は、同期間の申立人の保険料を追納した記憶は無いとしており、また、申立期間④の保険料を追納した時期、納付金額に関する申立人の記憶も曖昧(あいまい)であることから、具体的な納付状況が不明である。

5　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年４月から 53 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案2108

第１　委員会の結論

申立人の昭和 58 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和24年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和58年１月から同年３月まで

国民年金に加入以来、現在まで一度も国民年金保険料の納付を欠かしたことがなく、申立期間についても家のローンなどの振り込みと一緒にＡ銀行（現在は、Ｂ銀行）かＣ金庫のいずれもＤ支店で納付しており、未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する申立期間の月額保険料については、当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容は信憑性（しんぴょうせい）が高いものと考えられる。

また、申立人は、納付日が確認できる昭和 59 年４月以降の国民年金保険料をすべて納付期限内に納付しており、納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は、３か月と短期間であるとともに、申立人は、20 歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金　事案1230

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年４月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を３万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和24年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和45年３月31日から同年４月21日まで

昭和42年４月１日から45年４月20日までＡ株式会社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、45年３月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっている。昭和45年３月の保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

賃金支払明細票及び給与支払明細書並びに雇用保険の加入記録から、申立人が昭和42年４月１日から45年４月20日までＡ株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年３月の給与明細書から、３万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案1232

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）Ｃ営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年７月１日に、資格喪失日に係る記録を40年11月１日とし、申立期間の標準報酬月額を、39年７月から40年６月までは３万3,000円、同年７月から同年10月までは４万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和９年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和39年７月１日から40年11月１日まで

昭和33年４月１日にＡ社に入社し、平成６年５月20日に退職するまで、継続して同社に勤務していた。申立期間は同社Ｃ営業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社の労働者名簿、職歴証明書、退職金計算書及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に申立ての事業所に勤務していたことが認められる（昭和39年７月１日に同社Ｄ事務所から同社Ｃ営業所に異動）。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が申立期間の前後に勤務したＡ社のそれぞれ別の支店については、厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人が同時期に同社Ｃ営業所に勤務していたとする同僚には厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、Ａ社では、「申立期間及びその前後について申立人は継続して勤務しており、申立期間のみ厚生年金保険料を控除していなかったとは当社の給与計算事務上、考えにくいと思われます。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における労働者名簿の記載及び申立期間前後の社会保険庁の記録から、昭和 39 年７月から 40 年６月までは３万 3,000 円、同年７月から同年 10 月までは４万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年７月から 40 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案1236

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年１月から14年４月まで56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年１月から14年４月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和18年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成10年１月１日から14年５月21日まで

平成９年及び10年ころ、社会保険料の支払いが滞り、事業主が社会保険事務所から呼出を受けたと聞いていた。その後、事業主は社会保険料が安くなると話していたが、給与からは従前どおりの保険料が控除されていた。被保険者加入期間を照会したところ、標準報酬月額が半分以下になっていたので調査を依頼したい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成10年１月から12年９月までは20万円、12年10月から14年４月までは38万円となっている。

しかし、Ａ市Ｂ課から提供された平成13年分給与支払報告書及び14年分確定申告書から判断すると、申立人は、申立期間のうち13年１月から

14 年４月までの期間については、その主張する標準報酬月額(13 年１月から 14 年４月までは 56 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間のうち平成 10 年１月から 12 年 12 月までの期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、10 年１月１日付けの随時改定により、標準報酬月額が 36 万円から 22 万円に減額されている同僚から提出された給与明細書における厚生年金保険料額が、申立期間当時において、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額の保険料が控除されていることが確認できることから、事業主は、申立期間当時、当該同僚の標準報酬月額について、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所に届け、申立人についてもこの同僚と同じ扱いをしていたことが推認できる。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成 13 年分給与支払報告書及び 14 年分確定申告書において確認できる社会保険料額から判断すると 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、平成 13 年分給与支払報告書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録にある標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与支払報告書等において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 1237

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社Ｂ工場における資格取得日に係る記録を昭和 45 年６月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を９万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 17 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 45 年６月 21 日から同年７月 21 日まで

昭和 41 年８月 10 日にＡ株式会社Ｃ本社に入社以来、平成２年 11 月１日まで同社に在職していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、同社Ｃ本社から同社Ｂ工場に転勤した際の被保険者期間１か月が欠落している。被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び申立人と同一日に異動した同僚の厚生年金保険の被保険者記録に欠落がないことから判断すると、申立人がＡ株式会社に継続して勤務し（昭和 45 年６月 21 日に同社Ｃ本社から同社Ｂ工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｂ工場における昭和 45 年７月の社会保険事務所の記録から９万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案1243

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Ａにおける資格喪失日に係る記録を昭和48年４月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を９万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和21年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和48年３月26日から同年４月１日まで

社会保険事務所の記録では、昭和47年10月１日から48年３月26日まで加入期間が５か月となっているが、48年３月一杯勤めた記憶がある。当時の同僚や給与の支払等の細かいことは覚えていないが、勤務期間中６か月分の給与明細書（賃金計算書）があるので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

給与明細書（賃金計算書）及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Ａに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Ａにおける昭和48年２月の社会保険事務所の記録から、９万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を控除し納付したか不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案1244

第１　委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年９月１日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年８月 10 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 18 年９月から 20 年７月までの標準報酬月額は、20 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和２年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和18年４月１日から20年３月ころまで

Ａ区Ｂ地（現在は、Ａ区Ｃ地)に住んでいた昭和18年４月に「Ｄ株式会社(現在は、株式会社Ｅ)に勤務せよ」との徴用令状を受け取った。同級生のＦさんも徴用令状を受取っていたことから一緒に同社に勤務して、寮の自己紹介の際に同じＡ区Ｇ地のＨさんを知った。

昭和20年３月10日の空襲後は、生産中止になってしまい何度も通ったが、生産が再開されなかったのでいつのころからか通勤を止めた。

小学校の同級会で、Ｆさんの被保険者記録にＤ株式会社の勤務期間も被保険者期間と記録されていることを知ったが、一緒に勤務した私には記録が無いので申立期間を調査して被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務した同僚の供述、申立人の徴用令状によるＤ株式会社への勤務状況及び昭和 20 年３月 10 日の空襲で生産中止に至る事実経過の説明は具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は昭和 18 年９月から 20 年８月までにおいて当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和 18 年９月１日から 20 年８月 10 日までの期間については、申立人の氏名と１字違う「Ｉ」かつ生年月日が「Ｊ」で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、この記録は、Ｄ株式会

社の記録以外にないことが確認できる。
　さらに、社会保険事務所が保管するＤ株式会社の事業所別被保険者名簿（当時は、労働者年金保険被保険者名簿）において被保険者であることが確認できる同僚６人中３人は、申立期間当時の同社において申立人の姓の勤務者について「申立人しか知らない」と回答している。なお、同僚５人は申立人と同じく「徴用令状により勤務した」と回答している。
　なお、Ｄ株式会社は、「社内調査を行ったが、申立人の申立期間の勤務について確認できる資料が無い。」と回答している。
　これらを総合的に判断すると上記の当該記録は、申立人の記録と認められることから、申立人のＤ株式会社での資格取得日を昭和 18 年９月１日に、資格喪失日を 20 年８月 10 日に訂正することが必要である。
　なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、20 円とすることが妥当である。
　一方、申立人の申立期間のうち、昭和 18 年４月１日から同年９月１日までの期間については、申立人の同僚が当該期間について見習期間であったと供述していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができなかった。

埼玉厚生年金　事案1246

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年７月１日、資格喪失日に係る記録を36年８月20日とし、申立期間の標準報酬月額を１万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和11年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和35年７月１日から36年８月20日まで

申立期間は、Ａ株式会社（Ｃ市）からＤ地勤務を命じられ、Ｅ区のＦ営業所に勤務しており、提出した給与明細書及び源泉徴収票のとおり、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の供述及びＡ株式会社からの回答により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間において、申立人と同じＦ営業所でＤ地勤務をしていた同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、当該同僚は、Ａ株式会社に係る被保険者としての記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社におけ

る給与明細書の保険料控除額から、１万8,000円とすることが妥当である。
なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届、喪失届及び厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届など、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年７月から36年７月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案1247

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社Ｂ所における資格取得日に係る記録を平成４年３月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和22年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　　：　平成４年３月16日から同年４月16日まで

平成４年３月から同年４月にかけて、Ａ株式会社本社から同社Ｂ所に転勤となった際の１か月間が厚生年金保険被保険者期間の空白期間となっているが、給与明細書でも明らかなように継続して厚生年金保険料が控除されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社の給与明細書、在籍証明書、異動通知及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（平成４年３月１日に同社本社から同社Ｂ所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｂ所における給与明細書及び社会保険事務所の平成４年４月の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざると得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案1253

第１　委員会の結論

事業主（Ａ株式会社Ｂ支社）は、申立人が昭和 19 年４月５日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年９月１日であったと認められる。また、事業主（Ｃ所）は、申立人が 24 年４月１日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月17日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 19 年４月から 20 年８月までの期間は30円、24年４月は8,100円、同年５月から同年９月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和５年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和19年４月５日から20年９月ころまで

②　昭和22年ころから24年ころまで

尋常小学校に６年間、高等科に２年間通い、卒業後、Ａ株式会社に就職し、仕上工として勤務した。戦後の昭和22年ころからＤ所のドライバーとして勤め始め、当該所は 24 年又は 25 年ころには、解散し、私は解雇された。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するＡ株式会社Ｂ支社に係る被保険者名簿に、申立人と同姓同名（旧姓）かつ同じ生年月日が記録されているが、当該記録には厚生年金番号が付されておらず、社会保険事務所は、申立人が学徒動員として勤務していたとして、厚生年金保険の被保険者ではなかったとしている。しかし、Ａ株式会社社Ｂ支社が保管していた労働者年

金保険被保険者資格取得届の記録により、申立人が昭和 19 年４月５日に同事業所で資格を取得した記録が確認できる。

また、申立人と同じ小学校を卒業し、Ａ株式会社Ｂ支社に入社した同僚は、「当時、申立人は学生ではなく、正社員として入社して働いていた。」と供述している。このことから、申立人は、学徒動員には該当せず、厚生年金保険の被保険者となるべき者と認められる。

なお、申立人の資格喪失日については、申立人の退職に至った事実関係の説明は具体性があり、申立人の同僚も終戦後にＡ株式会社Ｂ支社からいなくなった旨を供述している上、申立人の前後の頁の被保険者名簿に記録されている被保険者は全員昭和 20 年９月１日に資格喪失していることから、申立人についても同年同日に資格を喪失したことが推認され、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｂ支社における被保険者名簿の記録から、30 円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和 24 年４月１日から同年 10 月 17 日までの期間については、社会保険事務所が保管するＣ所の厚生年金保険被保険者名簿に、生年月日が同一で、申立人の旧姓と２字が異なる「Ｅ」で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。（社会保険庁のオンライン記録では、生年月日がＦ、読み仮名がＧとされている。）

さらに、申立人が同じ職種であったとして名前を挙げた同僚と同姓同名である者は、その名字が２段書きされていることから、当時、Ｃ所の厚生年金保険被保険者名簿については、正確に被保険者の記録が行われていないことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を昭和 24 年ころまでとしているが、社会保険庁のオンライン記録の当該未統合の記録は、資格喪失日が 24 年 10 月 17 日とされている。

これらを総合的に判断すると、上記の姓名２字が異なる記録は申立人の記録と認められることから、申立人のＣ所での資格取得日を昭和 24 年４月１日に、資格喪失日を 24 年 10 月 17 日に訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、被保険者名簿の記録から、昭和 24 年４月を 8,100 円、同年５月から同年９月までを 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年から 24 年３月 31 日までについては、Ｈ従業員は厚生年金保険が適用される前の期間であり、かつ社会保険事務所の記録から、Ｃ所は、24 年４月１日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できることから判断すると、当該期間について、申立人は厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1260

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ株式会社の資格喪失日に係る記録を昭和37年11月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を３万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和９年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年10月26日から37年11月１日まで

社会保険庁の記録では、Ａ株式会社に勤務した期間のうち、株式会社Ｂへの転籍前の申立期間の加入記録が欠落している。Ａ株式会社には昭和37年10月31日まで勤務していた。Ａ株式会社及び株式会社Ｂの親会社であるＣ株式会社の在籍証明書も提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｃ株式会社から提出されたＡ株式会社における在籍証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がＣ株式会社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和37年11月１日にＡ株式会社から株式会社Ｂに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社における昭和37年９月の社会保険庁のオンライン記録から３万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年11月１日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年10月26日と誤って記録したとは同日付で届け出られている雇用

保険の記録及び他の同僚の同様の記録からも考えがたく、事業主の届け出の誤りと考えられる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知をおこなっておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案1261

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Ａにおける資格取得日に係る記録を平成７年４月１日に訂正し、申立期間である同年４月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和22年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　　：　平成７年４月１日から同年５月１日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、平成７年４月１日に株式会社Ｂで資格を喪失し、同年５月１日に株式会社Ａにおいて資格を再取得しているとの回答を得た。株式会社Ｂと株式会社Ａは関連会社で、間に空きがなく継続して勤務していた。申立期間が年金記録から欠落しているので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主が提出した「個人情報一覧表」及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は株式会社Ａ及びその関連会社に継続して勤務し（平成７年４月１日に株式会社Ｂから株式会社Ａに異動）、事業主が提出した給与台帳において、申立人は７年４月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Ａにおける平成７年５月の社会保険庁のオンライン記録から、53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格取得日が平成７年５月１日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは

考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年４月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案1262

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ支店における資格喪失日に係る記録を昭和 37 年４月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を１万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和11年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年３月28日から同年４月１日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立期間について欠落していることが判明した。昭和 35 年４月にＡ株式会社Ｃ支店に入社し、平成８年６月 14 日まで途中退社したことはない。昭和 37 年３月に外国勤務（Ｄ国）が発令になり本社籍になったが、その異動時点の１か月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。当該申立期間を被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主の供述及び雇用保険被保険者記録により、申立人はＡ株式会社に継続して勤務し（昭和 37 年４月１日に同社Ｃ支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険庁の記録により、Ａ株式会社における転勤については、すべて１日付で異動していることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社における昭和 37 年２月の社会保険事務所の記録から１万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

　また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉国民年金　事案2086

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年９月から48年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和42年９月から48年３月まで

15歳からＡ院に勤務しており、20歳になってからＢ町に転居する昭和48年３月まで国民年金保険料を納付していた。地区の集金人が来ると、院長の奥さんと私が保険料を直接集金人に渡していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年９月からＢ町に転居する48年３月まで、勤務していた医院で地区の集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年４月１日に払い出されており、払出時点からすると、申立期間は時効で納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金手帳に係る記憶が曖昧（あいまい）で、国民年金の加入状況が不明であること、申立人は、勤務していたＡ院に来た集金人に直接国民年金保険料を渡していたとしているが、集金していた隣組の人は、院長の妻から集金していたことはあるが、申立人から直接集金したことは無いと述べていることなど、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 2088

第１　委員会の結論

申立人の平成８年４月から 12 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 51 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成８年４月から 12 年３月まで

20 歳になってＡ市から国民年金の加入案内があり、母親が国民年金保険料の口座振替手続をしようと市役所に行ったところ、学生は保険料を免除できるとのことで、書類を渡され、その場で書類に記入して窓口に提出した。１年ほどして納付書が送られてきたので、母親が再度免除申請しようと市役所に行ったら、この収入だと免除できないと言われ、今度はその場で１年間分の保険料を納付した。その後の年も保険料を前納したので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった平成８年に、その母親がＡ市役所で平成８年度の国民年金保険料の免除申請手続を行い、その後、９年度以降については、免除に該当しないと市役所から説明があったことから保険料を前納したとしているが、申立人の母親は、免除承認の通知を受け取った記憶は無い上、前納した保険料額、納付時期、納付場所等の記憶が曖昧（あいまい）である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は平成９年３月に不在決定され、12 年 11 月に不在判明とされていることから、申立期間のうち、平成９年度から 11 年度までの間の納付書がＡ市から発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 2089

第１　委員会の結論

申立人の昭和 47 年９月から 50 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 27 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 47 年９月から 50 年３月まで

２人の兄は大学卒業後就職するので国民年金に加入しなかったが、一人娘である私だけは将来の為にと母親が国民年金の加入手続をし、集金に来るＡ銀行又はＢ郵便局の職員に保険料を渡し、結婚するまで納付してくれていた。結婚後は、国民年金に任意加入し、60 歳まで未納が無いように心がけていた。母親の言葉を信じ 20 歳から納付済みと思っていたので、未納であるのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になって、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年６月 14 日ころ払い出されており、払出時期からすると、申立期間の一部は時効により納付できない上、特例納付や過年度納付についても申立人は関与しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持している２冊の年金手帳は、いずれも昭和 49 年 10 月以降発行された３制度共通の年金手帳であり、申立人はこれらの年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶は無く、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案2090

第１　委員会の結論

申立人の昭和 62 年４月から平成元年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男（死亡）

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和39年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和62年４月から平成元年９月まで

昭和62年４月ころＡ市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、厚生年金保険に加入するまで納付を続けてきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の元妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その元妻が、昭和 62 年４月ころＡ市役所で申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立人が厚生年金保険に加入する平成元年９月までの国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻は、申立期間は未納となっている上、同居していた申立人の母親も申立期間が未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案2094

第１　委員会の結論

申立人の昭和51年７月から52年８月までの期間及び57年４月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和29年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和51年７月から52年８月まで
　　　　　　　　　②　昭和57年４月

申立期間当時は実家で家業の手伝いをしており、父親が納税等には几帳面な性格であったため、私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。父親は既に亡くなっており、納付したことを証明できるものも無いが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の父親は既に他界し、申立人は国民年金の加入及び保険料納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、平成５年 12 月 25 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間①及び②は未加入期間となっていることから、同期間の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 2097

第１　委員会の結論

申立人の昭和 40 年３月から 42 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名 ：　男

基礎年金番号 ：

生 年 月 日 ：　昭和 20 年生

住　　　　所 ：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間 ：　昭和 40 年３月から 42 年３月まで

昭和 40 年３月ころ、A町役場で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年３月ころ、国民年金への加入手続をし、その後、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が保持している国民年金手帳は、41 年３月９日に発行されており、その手帳の印紙検認記録欄の検認印によれば、昭和 42 年度の保険料が 43 年３月 10 日に一括納付されており、41 年度の検認記録欄には検認印が押されていないことから、申立人が 40 年３月から納付していたとする主張とは符合しない。

また、申立人は、過年度納付及び特例納付によりさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案2100

第１　委員会の結論

申立人の昭和37年６月から38年５月までの期間、38年10月から47年８月までの期間、48年６月から49年10月までの期間、49年12月から50年１月までの期間、55年７月から58年９月までの期間及び平成14年２月から同年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和17年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和37年６月から38年５月まで
②　昭和38年10月から47年８月まで
③　昭和48年６月から49年10月まで
④　昭和49年12月から50年１月まで
⑤　昭和55年７月から58年９月まで
⑥　平成14年２月から同年３月まで

申立期間①から④までの期間及び申立期間⑤の一部については実家の父が国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間⑤の一部及び申立期間⑥については夫の保険料と一緒に納付していた。一緒に納付していた夫は納付済みであるのに、自分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①から④まで及び申立期間⑤の一部について、申立人は、その父親が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、その父親は既に他界しており保険料納付に関する証言が得られず、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金への加入時期は昭和60年12月ころであり、その時点では申立期間①から④まで及び申立期間⑤の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

２　申立期間⑤の一部及び申立期間⑥について、申立人は、その夫と共に国民年

金保険料を納付したとしているが、申立人及びその夫の保険料が一緒に納付されていたかどうかは不明である。また、申立期間⑥については、申立人が保管していた平成13年度の国民年金保険料領収書では、平成14年１月分までは領収印があるが同年２月分及び同年３月分は領収印が押されておらず、保険料を納付したとするのは不自然である。

3　申立期間は６か所計179か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり行政側の瑕疵（かし）があったとも考えられず、申立人が現在保管している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案2103

第１　委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年３月までの期間、53年10月から55年３月までの期間及び56年２月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和９年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：①　昭和51年10月から53年３月まで
②　昭和53年10月から55年３月まで
③　昭和56年２月から平成元年11月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間の保険料納付が確認できなかったとの回答を得たが、元妻が納付していたはずなので、未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、その元妻に任せて納付していたとしており、納付保険料の金額や納付頻度、納付書の形状などについての記憶が無い上、納付方法についても、元妻がＡ町役場に勤務していた親戚に保険料を手渡していたとしているが、元妻とは連絡がとれず、Ａ町役場に勤務していた親戚も既に亡くなっていることから、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 2104

第１　委員会の結論

申立人の昭和 45 年３月から 51 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 25 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 45 年３月から 51 年３月まで

申立期間の国民年金保険料は、20 歳からは父親が、結婚した後のある時期からは妻が納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を 20 歳到達日からはその父親が、結婚後のある時期からは申立人の妻が納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 52 年２月であり、この時点では申立期間の大部分の保険料は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続をしたというその父親は既に他界しており、かつ、申立人の妻の保険料納付に関する記憶もあいまいであり、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案2105

第１　委員会の結論

申立人の昭和49年４月から51年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和29年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和49年４月から51年３月まで

申立期間の国民年金保険料は、20歳からは父親が、その後のある時期からは義理の姉が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を20歳到達日からはその父親が、その後のある時期からは申立人の兄嫁が納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年２月であり、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続をしたというその父親は既に他界しており、かつ、申立人の兄嫁の保険料納付に関する記憶もあいまいであり、当時の国民年金への加入状況、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案2106

第１　委員会の結論

申立人の昭和45年４月から53年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和45年４月から53年３月まで

申立期間の国民年金保険料は他界した妻が納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はその妻が納付したはずであると主張しているが、その妻は既に亡くなっており、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、妻も申立期間の保険料は未納である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 1226

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 16 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 38 年 10 月から 39 年７月１日まで

②　昭和 39 年 11 月 21 日から 40 年７月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答があった。当時は運送業を営む有限会社Ａ（現在は、Ｂ株式会社）に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が、期間の特定はできないものの、有限会社Ａに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うと供述しているところ、事業主は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存しておらず、厚生年金保険料の控除については不明と供述しており、同僚からの供述も得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Ａに係る被保険者原票には、申立人の氏名の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことを確認することができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1227

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和７年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和27年９月１日から29年９月１日まで

当時、看護婦として勤務していたA病院は定員に空きがなかったため正職員になれず、厚生年金保険にも加入できなかったので、厚生年金保険に入るためにB病院に看護婦として転職し、昭和27年９月１日から29年８月31日まで勤務した。B病院に勤務した期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した看護婦業務従事証、職員旅行の写真及び申立期間の中期に知人が申立人に送付した封書並びに同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がB病院で勤務していたことは推認できる。

しかし、B病院は、申立期間当時の職員に関する資料を保存していないことから、申立人が同病院で勤務していた期間や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている上、正規職員以外は健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかったと回答している。

また、申立人は、B病院の具体的な退職年月日を記憶していないため、看護婦業務従事証に記載されている業務開始届出年月日及び業務継続届出年月日に基づいて、申立期間を決めたとしているが、「看護婦業務従事証」について、C課に確認したところ「当時、看護婦管理目的のため発行していたもので、勤務期間を証明するものではない。」と回答していることから、申立人の勤務期間については確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、B病院は昭和28年12月１日に厚生年金保険適用事業所となったことが確認できることから、申立期間の一部は適用事業所となる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 1228

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 13 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 38 年５月 12 日から 40 年５月 21 日まで

申立期間当時は 25 歳で、その後の住居の異動などで保管していた給与明細書などをほとんど紛失してしまったが、一身上の都合でＡ社を退職する際、緑色の健康保険証を返納したことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主の証言から、申立人が有限会社Ａ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 41 年 12 月１日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は申立期間当時、社員全員に国民年金に加入するよう指示していたと証言しており、実際、事業主及び複数の同僚は申立期間当時において国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は健康保険証の返納について述べているが、そのことは、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1229

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和11年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和31年６月29日から同年10月25日まで

公共職業安定所の紹介でＡ株式会社に入社した。採用条件は最初の３か月は見習期間で４か月目から正社員にするとの内容であった。

申立期間について厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の業務及び職場状況に関する具体的な供述から、申立人がＡ株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所においては、３か月間の見習期間があり、４か月目の昭和31年10月20日から正社員になったと申し立てており、また、事業主及び同僚は「工場勤務従業員については、入社後３か月間程度は見習期間として厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、事業主は、申立人が正社員に登用される時期となる昭和31年10月について、申立人から同年10月25日に退職したいとの申出があったとした場合、その時点で、事務担当者は厚生年金保険資格取得届の提出を取り止めたと思うと述べている。

さらに、社会保険事務所が保管するＡ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1231

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和21年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和41年６月１日から42年２月まで

Ａ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ営業所に昭和41年６月１日から42年２月まで営業職の正社員として勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にＡ株式会社Ｃ営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、Ｂ株式会社本社から、「申立人に係る同社Ｃ営業所における勤務の事実は人事記録等の資料が無いため確認できないが、仮に勤務していたとしても営業職は直ちに正社員とする取り扱いではなかったことから、申立人も見習期間などで厚生年金保険の加入対象外であったと思われる」との回答があった。

また、申立期間当時、Ｂ株式会社Ｃ営業所に勤務していた同僚は「申立人は営業職として勤務していたと思うが、厚生年金保険、健康保険については、当時営業職の見習い準社員の場合は正社員になるまで未加入だったように思う」と供述している。

さらに、Ｂ株式会社が保管している同社Ｃ営業所の厚生年金保険加入者名簿によると、昭和40年11月15日から43年１月27日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 1233

第１　委員会の結論
　申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 13 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　平成元年 10 月１日から３年８月 31 日まで
　社会保険事務所によって申立期間の標準報酬月額を 53 万円から８万円に減額された。申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由
　社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていたＡ株式会社は、平成３年８月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年 11 月 14 日付けで元年 10 月から３年７月までの申立人に係る標準報酬月額が 53 万円から８万円に遡及（そきゅう）して訂正されていることが確認できる。
　一方、申立人は、Ａ株式会社は、平成３年９月５日に不渡りを出して倒産する前に、社会保険事務所から保険料滞納の解消について連絡を受け、滞納していた３か月分ほどの社会保険料を先日付小切手にて支払ったが、その先日付小切手は不渡りとなり、滞納した保険料は未払いのままであるとし、同社が厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。
　また、申立人は、自ら行っていたとするＡ株式会社に係る厚生年金保険の手続は、倒産後は行っていないとしているが、社会保険庁の記録では、平成３年８月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人及び従業員４人の資格喪失処理が、同年 11 月 14 日になされており、従業員４人のうち１人の健康保険証は、社会保険事務所に同日に返納されていることが確認できることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理等については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役であることから、全く知らなかったということは考え難い上、当該行為の責任は免れないものと考えられる。
　これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っ

ている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1234

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和15年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和33年３月１日から35年２月ころまで

申立期間については、Ａ有限会社に勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっている。当該期間は保険料を納付しているので被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主等の供述により、申立人が申立期間当時、Ａ有限会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、Ａ有限会社の厚生年金保険に係る関係資料は、会社譲渡先の事業主に渡したとしているが、譲受事業主は所在が不明であり、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に被保険者として確認できる同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、上記被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、申立人が同僚として氏名を挙げた５人のうち４人の氏名も、同名簿で確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚年年金　事案 1235

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和 24 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 42 年４月１日から同年５月 31 日まで

昭和 42 年４月１日、Ａ株式会社Ｂ支店（現在は、Ｃ株式会社Ｂ支店）に入社し勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年６月１日となっている。同社に入社した昭和 42 年４月１日から被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、Ａ株式会社Ｂ支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、Ｃ株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険関係資料が保管されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であると供述している上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

なお、Ｄ健康保険組合では、申立人の同組合の加入は昭和 42 年６月１日となっており、申立期間の加入記録は無いとしている。

また、社会保険事務所が保管するＡ株式会社Ｂ支店に係る被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は確認できない上、申立期間の健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1238

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和13年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和58年６月23日から同年11月１日まで

社会保険庁の記録によると、Ａ株式会社に勤務していた期間のうち、昭和58年６月から同年10月までの期間は厚生年金保険被保険者期間となっているが、給与支給明細書では船員保険料が差し引かれているので、申立期間を船員保険被保険者と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人の船員保険被保険者台帳及び申立人が所持している申立期間に係る給与支給明細書から、申立人が昭和39年４月から61年10月まで、Ａ株式会社（58年６月23日から同年10月31日まではＢ株式会社に出向）に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間においてＢ株式会社に出向し陸上勤務に就いていたことが船員保険被保険者台帳等から確認できるとともに、当該期間の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人は申立期間において船員保険被保険者であったとは認められない。

また、申立人が所持している申立期間の給与支給明細書に記載された船員保険料の額は、申立期間前後の給与支給明細書から判断すると厚生年金保険料相当額であることが推認できる。

さらに、申立人が、申立期間において船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1239

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和15年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和33年６月から34年10月まで
　　　　　　　　　②　昭和39年３月から41年６月まで
　　　　　　　　　③　昭和47年４月から48年６月21日まで

社会保険庁の記録では、Ａ社、Ｂ社及びＣ株式会社に勤務していた期間が欠落しているので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録から申立人が勤務したとする所在地にＡ社で厚生年金保険の適用事業所はない上、同社が所在した管轄の法務局で「株式会社Ａ」という名称の商業登記があるが、申立期間①より後の昭和38年２月28日に設立し、同社の代表者の氏名は申立人が記憶している代表者の氏名と違うことが確認できる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから調査を行うことができず、申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②については、同僚の供述により申立人がＢ株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、Ｂ株式会社は既に廃業しており、申立人に係る事実を確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、社会保険事務所の記録から、Ｂ株式会社において被保険者であることが確認できる同僚に照

会したが、申立人の厚生年金保険料の適用について供述が得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するＢ株式会社の事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間の一部においてＤ株式会社の厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

申立期間③については、Ｃ株式会社の商業登記に申立人の氏名があり、申立期間③については経営に関与していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、Ｃ株式会社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、当時の事業主と連絡がとれないこと、及び申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1240

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和４年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和25年３月から26年１月まで

私はＡ職安の紹介でＢに昭和 25 年３月から 26 年１月まで勤務した。Ｃを製造していた。給料は他社と比較して高かったと思う。受注減と組合活動から26年１月に退社した。社会保険庁の記録では、当該会社記録は当初無く、調査依頼しその回答で26年１月10日から同年１月25日までの記録が出てきたが納得できない。25年３月から26年１月まで厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

当時の同僚二人の供述により、期間は特定できないものの、申立人が株式会社Ｂに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Ｂは既に廃業し、当時の事業主の所在が不明なため、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについて確認することができない。

また、同僚一人の供述によると、「自分は父親が職長であったので入社後１週間で厚生年金保険に加入できたが、見習いで入社し厚生年金保険に加入するまで、かなり長い期間を要した人が大勢いた」と供述している上、申立人も３か月ぐらいの見習い期間があったとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Ｂに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に係る健康保険の番号に欠番が無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1241

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和15年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和31年４月１日から43年３月１日まで

私は、申立期間をＡ工場で働き、結婚のため退職した。社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が脱退手当金を受給している記録になっているが、私は一切受給していない。勝手に私の年金記録を変えているので、申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約２か月半後の昭和43年５月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1242

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和11年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成５年６月30日から７年４月12日まで

私は、昭和58年10月26日から平成８年３月まで株式会社Ａに勤務していた。そのうち平成５年６月30日から７年４月12日までの22か月間は、同社を退職していないが国民年金に加入していた。

しかし、給与からは厚生年金保険料が控除されており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は株式会社Ａにおいて、昭和58年10月26日から平成８年３月25日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録により、株式会社Ａは、平成５年６月30日に全喪し、７年４月12日に再度厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、申立人はその間、事業主の指示により国民年金に加入しており、保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、平成５年６月30日の全喪時の在籍者で、７年４月12日に再度適用事業所となった時にも氏名が確認できた申立人を含む９人のうち７人が申立期間中に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1245

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名 ： 男

基礎年金番号 ：

生 年　月 日 ： 昭和14年生

住　　　　所 ：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間 ： 昭和37年２月１日から38年８月１日まで

昭和37年２月１日からＡ株式会社に勤務して、営業と配送業務を担当していた。上司にＢさん、Ｃさん及びＤさん、寮の仲間にＥさん、Ｆさん及びＧさん等がおり、38年７月31日に退職するまで厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたことを記憶しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

当時の上司及び同僚の供述により、申立人がＡ株式会社に申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、Ａ株式会社は、昭和49年10月１日に解散し、当時の事業主は既に亡くなっており、給与台帳等の関連資料が無いことから申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

また、当時役員であった上司は、「Ａ株式会社では厚生年金保険に未加入の社員はいなかったはず。」と供述しているところ、当時の社会保険事務担当者は、「入社早々の社員が退職する例が多かったことから、一定期間厚生年金保険の加入を見合わせる場合もあった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するＡ株式会社の被保険者名簿により、同社は、昭和38年４月１日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる上、同名簿には、申立人、申立人が一緒に勤務していたと主張する同僚及び同僚の一人が申立人と一緒に勤務していたと供述した同僚も被保険者記録が無く、健康保険の整理番号に欠番も無かった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

　このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1248

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和16年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和42年８月ころから44年８月25日まで

Ａ内にあった事業所に勤務していたころの友人からの誘いで、Ｂ市Ｃ区にあるＤ株式会社に昭和42年８月ころから勤務していた。同社において43年春にＥの免許を、44年７月14日にＦを取得し、Ｅ及びＦ運転士として勤務していたが、同社に入社したころの厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｄ株式会社に係る雇用保険の被保険者資格を昭和43年１月４日に取得した記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、Ｄ株式会社が保管する社員名簿から、申立人は昭和44年８月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、Ｇ厚生年金基金の記録においても、申立人が昭和44年８月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料も無い。

なお、申立人は申立期間に健康保険証により医療機関に受診していたと主張するが、健康保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1249

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和６年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和28年４月から同年９月まで

②　昭和28年10月から29年４月まで

③　昭和30年３月から同年７月まで

申立期間①当時はＡ株式会社Ｂ支店Ｃ事務所に、申立期間②当時は同社同支店Ｄ事務所に、申立期間③当時は同社Ｅ支店Ｆ事務所に勤務しており、保険料は給与控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る同僚及び申立期間③に係る上司が、それぞれ、重機運転手として勤務したと供述していることから、申立人が、各申立期間に係る工事事務所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する各申立期間に係るＡ株式会社Ｂ支店及びＥ支店の事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

また、Ａ株式会社は、同社が保管する申立期間①及び③の各工事事務所に係る厚生年金保険被保険者記録の中に、申立人の氏名は無いとしている。

さらに、申立期間①及び②に係る同僚は、「申立期間当時、Ａ株式会社の工事等の現場における運転手は工事事務所ごとに採用されたが、採用当初は厚生年金保険に加入することはなく、自分の場合も採用から２年後、同社Ｂ支店のＤ事務所で重機技能員に任用された際に、厚生年金保険に加入した。」と供述している上、申立期間③に係る上司は、「当時、申立人は厚生年金保険には原則非加入である雇員であり、本社採用

の準正社員となっていた自分とは、立場が違っていた。」と供述している。

加えて、申立期間①、②及び③について、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事例1250

第１　委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成３年４月18日から６年５月31日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成６年５月31日から９年７月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和19年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　平成３年４月18日から９年７月31日まで

社会保険事務所からの連絡により、Ａ株式会社に勤務した期間のうち、平成３年４月から９年７月までの標準報酬月額の一部が実際の給与と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を務めていたＡ株式会社は、平成６年５月31日に厚生年金保険を全喪しているところ、申立人の標準報酬月額を同年６月27日付けで、３年４月18日の資格取得のあと、３年８月から６年５月までの間を34万円から８万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、Ａ株式会社の社会保険の手続については、事業主によると、申立人が自ら処理を行っており、厚生年金保険料の滞納の処理についても申立人から報告を受けていたと供述している上、同僚においても、申立人は同社の社会保険の手続を行っていたと供述している。

また、申立人の地位及び役割上の事情も勘案すると、担当取締役の申立人が上記の標準報酬月額の減額訂正処理について、関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の社会保険業務を執行する責

任を負っている取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち平成６年５月 31 日から９年７月 31 日までの期間について、申立人は、Ａ株式会社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録から、同社は６年５月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる。

なお、国民年金の被保険者記録照会により、全喪後の平成６年５月から７年２月までは未納期間としての記録が確認でき、その後の７年３月から９年７月までは免除申請としての記録が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 1251

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 11 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 47 年 11 月１日から 50 年 12 月 31 日まで

社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、昭和 47 年 11 月１日にＡ株式会社を退社したことになっているが、50 年暮れまで勤務していた。保険料は給料から引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社は既に解散し、当時の代表者も亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立人の申立期間において当該事業所に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立期間における勤務実態について供述を得ることができなかった。

さらに、厚生年金保険・健康保険被保険者原票から、申立人は昭和 47 年 11 月１日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同月 22 日に健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納したこと、及びＢ市役所の照会により、同月１日付けで国民健康保険に加入したことが確認できる上、申立人の妻は「主人が会社を辞め、健康保険証を返納したので、すぐに国民健康保険に加入した」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1252

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和18年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年８月１日から39年４月ころまで

Ａ市において、昭和37年１月末に鉄工関係の作業中の労災事故で市内のＢ外科に６か月入院した。退院後、同外科の院長から、しばらくの間、危険な仕事に復帰するのは無理なので、社会保障がしっかりしているとのことで株式会社Ｃを紹介してもらい、昭和37年７月末から正社員として勤務していた。当時の給与明細書に厚生年金保険料の控除があったことを確実に記憶しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、株式会社Ｃは、昭和39年４月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でないことが確認できる。

また、当時の事業主は亡くなっていることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人を当該事業所に紹介したＢ外科の院長は既に亡くなっている上、社会保険事務所が保管する株式会社Ｃの被保険者名簿から、同社の被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立期間に係る勤務実態について供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1254

第１　委員会の結論
　申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和４年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　①　昭和41年３月１日から45年３月31日まで
②　昭和45年４月１日から51年３月31日まで
③　昭和51年４月１日から58年３月31日まで
④　昭和59年４月１日から63年３月31日まで
⑤　平成２年４月１日から８年３月31日まで
　申立期間①はＡ株式会社Ｂ店、申立期間②はＣ株式会社Ｄ店、申立期間③はＥ株式会社Ｆ店、申立期間④は株式会社ＧのＨ店、申立期間⑤はＩ株式会社にそれぞれ勤務していた。私はいずれの職場でもパートとして働いていたので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由
１　申立期間①について、申立人は、Ａ株式会社Ｂ店に勤務していたとしている。
　しかし、申立人の当該事業所における雇用保険の記録が無いことが確認できるほか、同僚二人も申立人の勤務は不明としている。
　また、事業主は申立人の厚生年金保険の適用等について、申立人の申立てどおりの届出を行ったこと、及び保険料の納付についてはいずれも不明としている。
　さらに、社会保険事務所が保管する被保険者原票照会回答票では、申立期間①に係る当該事業所の厚生年金保険資格取得者に申立人の氏名が無い上、健康保険の番号に欠番も無い。
　加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

２　申立期間②について、申立人は、Ｃ株式会社Ｄ店に勤務していたとしている。

しかし、申立人の当該事業所における雇用保険の記録が無いことが確認でき、同僚二人も申立人の勤務は不明としている。

また、事業主は申立人の厚生年金保険の適用等について、関係資料が保存期間を過ぎており不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者原票照会回答票では、申立期間②に係る当該事業所の厚生年金保険資格取得者に申立人の氏名が無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

３　申立期間③について、申立人は、Ｅ株式会社Ｆ店に勤務していたとしている。

しかし、申立人の当該事業所における雇用保険の記録が無いことが確認でき、同僚６人も申立人の勤務について不明としている。

また、事業主は申立人の厚生年金保険の適用等について、申立てどおり届出を行ったこと、及び保険料の納付についてはいずれも不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿では、申立人の申立期間③に係る当該事業所の厚生年金保険資格取得者に申立人の氏名が無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

４　申立期間④について、申立人は、株式会社ＧのＨ店に勤務していたとしている。

しかし、社会保険庁の記録から株式会社ＧのＨ店の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない上、同じＪ市内において「Ｋ店」及び「Ｌ店」の２店が存在するが、両店とも厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の記録が無いことが確認できる上、申立人は同僚等の氏名を記憶しておらず、同僚照会等の調査をできないことから、申立期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険事務所のオンライン記録から、申立人が申立期間のう

ち、昭和 61 年４月から 62 年 11 月までは、第３号被保険者であること、及び同年 12 月から平成６年２月までは、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

5　申立期間⑤について、申立人は、Ｉ株式会社に勤務していたとしている。

しかし、社会保険庁の記録から、Ｉ株式会社の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の記録が無いことが確認できる上、申立人は同僚等の氏名を記憶しておらず、同僚照会等の調査をすることができないことから、申立期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、Ｍ市役所Ｎ課の記録から、申立人が平成元年 12 月 11 日から８年３月 24 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録から、申立人が申立期間のうち、平成２年４月から６年２月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

6　このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

7　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1255

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和10年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和34年８月15日から35年３月１日まで

私は有限会社Ａに昭和 34 年４月に入社して総務、経理等の仕事に従事し、35 年３月に次の就職先のＢ株式会社に移るまで継続して勤務しており、その間は給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私が申立事業所を退職後も同社は存続していたので、昭和 34年８月 15 日に、厚生年金保険について申立事業所が全喪の手続をするはずはないが、申立期間当時、申立事業所には保険料の滞納があったので、35 年２月か同年３月ころに社会保険事務所の職員が 34 年８月にさかのぼって無断で全喪の処理をしたのではないかと思う。

第３　委員会の判断の理由

有限会社Ａは、法務局の商業登記により昭和 35 年６月１日に解散していることが確認できるところ、申立期間当時の代表者及び役員は既に亡くなっており、申立期間に係る勤務実態等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、有限会社Ａは昭和34年８月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人と同日に有限会社Ａにおいて厚生年金保険の資格喪失をしたことが確認できる同僚に、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、申立事業所が昭和34年８月15日に厚生年金保険を全

喪していることについて、「社会保険事務所が申立事業所に無断で 35 年になってから、34 年８月 15 日にさかのぼって全喪処理をしたのではないか」と主張しているが、社会保険事務所が保管する有限会社Ａの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、記載事項を訂正している箇所は認められないので、申立人が主張している事実の確認はできない。

　このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 1256

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和 15 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 34 年８月 15 日から 35 年１月 31 日まで

私は有限会社Ａに昭和 34 年４月に入社して事務等の仕事に従事し、35 年１月に同社を退職するまで勤務の空白期間はなく、その間は給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

有限会社Ａは、法務局の商業登記により昭和 35 年６月１日に解散していることが確認できるところ、申立期間当時の代表者及び役員は既に亡くなっており、申立期間に係る勤務実態等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、有限会社Ａは昭和 34 年８月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人と同日に有限会社Ａにおいて厚生年金保険の資格喪失をしたことが確認できる同僚に、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人の夫は、申立事業所が昭和 34 年８月 15 日に厚生年金保険を全喪していることについて、「社会保険事務所が申立事業所に無断で 35 年になってから、34 年８月 15 日にさかのぼって全喪処理をしたのではないか」と主張しているが、社会保険事務所が保管する有限会社Ａの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、記載事項を訂正している箇所は認められないので、申立人の夫が主張している事実の確認はできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1257

第１　委員会の結論
　申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
　１　申立人の氏名等
　　氏　　　　名　：　女
　　基礎年金番号　：
　　生　年　月　日　：　昭和17年生
　　住　　　　所　：

　２　申立内容の要旨
　　申　立　期　間　：　昭和39年11月７日から44年12月21日まで
　　Ａ株式会社に５年勤務したが、脱退手当金は間違いなく受けていない。その前に勤務したＢ株式会社では脱退手当金を受け取った。以前、社会保険事務所で調べた時に、脱退手当金が出ていると言われたが、決してそんな事はないと思っていた。最近、テレビで同じような人が何人もいるのを知り、自分もその一人であると気づき申立をした。Ａ株式会社を退職後の脱退手当金の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由
　申立人に係るＡ株式会社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の欄に○印が付してあるのが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約２か月後の昭和45年２月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。
　また、申立人は、申立期間の直前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立期間前は脱退手当金を受給しながら、申立期間については受給していないとする理由も明確ではないなど、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。
　これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1258

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和24年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和46年８月31日から47年９月10日まで

私は、昭和42年３月11日から46年４月１日まで株式会社ＡというＢ区の製造販売の会社に勤務した。その分の厚生年金は一時金で受け取った。当時、仏壇を買うためにお金が必要だったので、そのために脱退手当金を受給したので、よく覚えている。

ところが、その後の昭和46年８月31日から47年９月10日まで勤務したＣ株式会社の分は、受け取っていないにもかかわらず、株式会社Ａの脱退手当金と同じ日に同額を支給されたことになっており、しかも勤務期間15か月のうち、２か月を除く13か月分が支給されたことになっているのは腑に落ちない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間であるＣ株式会社の勤務期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した株式会社Ａの勤務期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立人が受給したと主張している金額は申立期間以前の厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした場合の支給額と開きがあるなど、申立期間以前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示に丸印が付されているとともに、申立期間と株式会社Ａの勤務期間を合算した脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時の脱退手当金裁定請求書にはそれまで勤務した事業所名とともに、最後に被保険者として使用された事業所名を記入することとなっており、脱退手当金の支給決定日が昭和 47 年 11 月 14 日となっていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求した際にＣ株式会社の名称を記入し、Ｄ株式会社については、移転・名称変更で記号番号が変わっていたが、同じ会社であったため記入しなかったものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間分の脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1259

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和12年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和32年７月25日から38年12月26日まで

会社を辞める際に社長や専務から「生活は大変だろうけど、年金は自分のこれからのためだから必ず続けてください。」と言われた。それが脱退ということで記録が無い上にお金を受け取ったことになっていて驚いている。書類も何も書いたことがないのでよく調べてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた株式会社Ａの厚生年金保険健康保険被保険者名簿の申立人の氏名は、同社での被保険者資格を喪失してから約１か月後の昭和39年１月20日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年３月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給手続を行った際に記載する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約３か月後の昭和39年３月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1263

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和７年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和56年５月25日から同年８月１日まで
②　昭和57年５月14日から同年10月27日まで
③　昭和58年５月17日から同年10月19日まで
④　昭和59年６月４日から同年10月16日まで
⑤　昭和60年６月１日から同年８月５日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、Ａ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）での船員保険の標準報酬月額が相違している事実が判明した。Ａ株式会社からの各船舶乗船については、保険料その他の経費は会社で負担し手取額１日２万円の約束であった。届け出られている標準報酬月額が大幅に相違している。標準報酬月額を 44 万円（当時の最高限度額）に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の申立内容により、申立額に相当する収入を得ていたことはうかがえるが、すべての申立期間についてＡ株式会社から提出された船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、申立人について届出された報酬月額は、昭和 56 年５月 25 日、57 年５月 14 日及び 58 年５月17 日の資格取得時は 15 万円、59 年６月４日及び 60 年６月１日の資格取得時は16万8，785円であることが確認できる。

また、すべての申立期間について、取得届に記載されている報酬月額はＡ及びＢ県が保管する船員保険被保険者名簿に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、事業主は、船員保険資格取得時における標準報酬月額について、

「船舶に搭載した無線機の保守業務は保守代理店に委託し、機器の保守管理のために乗船した保守代理店の従業員に対し支払った一定額（15 万円又は 17 万円）を報酬月額として届け出、船員保険料を控除していた。」と供述している。

このことは、船員保険被保険者名簿の記録において、標準報酬月額が申立人と同額である者が申立期間①において２人、②において２人、③において３人、④において３人、⑤において３人いることが確認できる。

加えて、事業主の供述によると、申立人は申立期間①の乗船時には個人事業者となっていたため、申立人への報酬は、賃金ではなく業務委託契約に基づく委託料等の名目での支払であり、船員保険の報酬月額の対象としては他の従業員と同額を届け出たとしている。

なお、事業主は、申立期間に係る賃金台帳及び委託契約書等は保存していないとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1264

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和４年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和25年７月２日から26年９月20日まで

私は、Ａ所（勤務地はＢ内）に昭和24年４月１日から26年９月20日まで勤務していましたが、申立期間について厚生年金保険の記録がありません。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の具体的な仕事内容等の説明から、申立人が申立期間においてＢに勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に当該事業所の被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立人が同事業所に勤務していたことの供述が得られなかった。

また、Ａ所から業務を引き継いで業務に従事する労働者を管理するＣ所では、申立期間当時の人事記録等は保管していないため、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除が確認できない上、Ｄ健康保険組合の加入記録も保存期間満了のため確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1265

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和10年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和33年11月から34年２月まで
②　昭和35年４月から同年８月まで
③　昭和36年３月から同年７月まで

私は、申立期間①、②及び③において、Ａ株式会社の工事現場で工事資材運搬車両の出入りの警備員、コンクリート作りのバッチャー作業員、重機械の誘導員として勤務しておりましたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の各現場の具体的な仕事内容の説明及び同僚の供述から、申立人がすべての申立期間についてＡ株式会社の工事現場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、当時の厚生年金保険の関係資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除及び資格取得等に関する届出については不明としている。

また、事業主及び同僚は、「日給や時給である者及び仕事内容が車両の出入りの警備とか各種工事車両の操作や誘導などの者は、現場採用の作業員として厚生年金保険には加入していなかった。申立人も現場採用の作業員としていることから厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と供述している。

さらに、すべての申立期間について、社会保険事務所が保管するＡ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1266

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和18年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和35年８月10日から36年11月２日まで

私は、A株式会社（現在は、B株式会社）C工場に昭和34年２月から37年１月まで継続して勤務していたが、35年８月10日から36年11月２日までの間の記録が抜けているので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

現在の事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、当時の関連資料は保管しておらず、確認することができないとしている。

また、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、A株式会社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に勤務していたことが確認できる同僚に照会したが、申立人を知っている者はおらず、厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の当初の被保険者資格取得日は昭和34年２月12日、喪失日は35年８月９日となっており、その後、36年11月３日に新規番号により被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間に資格を取得している者は195人おり、健康保険の番号に欠番は無く記載に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1267

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和13年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和49年11月１日から50年６月１日まで

私は、中学を卒業してから昼間はプレス工場で働き、夜間は高校に学び６年かけて卒業し、卒業と同時に工場の親方から独立して下請けの仕事を始めた。やがて兄が仕事を手伝い、兄を社長として有限会社Ａを設立した。仕事は順調だったが、意見の違いで会社を辞めた。それまでは継続して勤務し、年金の未払いもないが、その後会社が倒産、兄の所在は不明である。申立期間が抜けているのでこれを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において有限会社Ａに勤務をしていたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社Ａは昭和53年10月９日に解散しており、当時の代表取締役は、関係資料を一切保管しておらず、申立人の資格取得等にかかる届出及び厚生年金保険料の控除については不明であると供述している。

また、昭和49年11月１日に申立人を含め従業員５人が資格を喪失しており、そのうち１人は会社に損害を与え解雇されたことを供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Ａの厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に係る健康保険の欠番は無く、記載に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案1268

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　大正14年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和23年８月１日から28年７月１日まで

株式会社Ａに勤務していた期間のうち、昭和23年８月１日から28年７月１日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。同社には、兵役の期間を除き20年以上継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

株式会社Ａが保管していた「時間外労働に関する協定届」において、協定の成立が昭和25年10月29日であり、成立の際に申立人が労働者代表となっていること、当該協定届にはＢ労働基準監督署が26年11月２日に受付けた押印があること、及び当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Ａは既に解散しており、当時の事業主及び社会保険関連の手続を担当していた役員や従業員も亡くなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間に株式会社Ａで被保険者であることが確認できる同僚に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Ａの健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和21年８月２日に取得し、23年８月１日に喪失、その後、28年７月１日に再取得していること、申立期間において申立人の名前が無く、28年７月１

日の再取得時には新規の厚生年金番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。